

久万高原町教育委員会スクール便運行・管理マニュアル (面河線代替運行対応マニュアル)

1. 総 則

1.1 目 的

本マニュアルは、伊予鉄南予バス面河線の廃止（R8.4.1～）に伴い、交通空白地となった地域における児童・生徒・高校生の通学環境を確保するため、スクール便（久万高原町公用車（ワゴン車等））を活用した「小中高混在運行」を安全かつ円滑に実施することを目的とする。

1.2 運行基本情報

- ・ 運行期間： 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
- ・ 主要運行経路： 面河発 ➡ 仕七川小 ➡ 町営バス美川中学校口バス停
（※在籍状況に応じて毎年度決定（転入等があった場合はその都度変更可とする。））
- ・ 乗車対象者： 対象区域の小学生、中学生及び上浮穴高校生

2. 組織体制と役割分担

本運行は、学校教育の専門性を有する教育委員会と、行政管理を担う総務課が緊密に連携して管理する。

部 署	主な役割分担	所管経費
教育委員会	・ 小・中学生の利用調整 ・ 学校および保護者との連携対応 ・ 業務委託先との運行調整・管理	運行委託費用 (学校教育一般事務-委託料)
総 務 課	・ 代替交通としての位置づけ、制度の整理 ・ 車両管理 (保有、維持管理、制度面への関与) ・ 上浮穴高校生の利用調整	運行に係る実費 (燃料代、車検代等)
受 託 業 者 (2者)	・ 安全運転、運行表および運行時間の遵守 ・ 運行管理、現場での事故・トラブル対応	契約内費用（運行委託料、運行管理委託料）

3. 運行管理・現場調整（教育委員会・受託業者）

3.1 利用調整と名簿管理（教育委員会）

- ・ 小・中学生だけでなく、利用を希望する高校生を含めた乗車名簿を毎年度事前に作成・調整する。
- ・ 地域公共交通会議に委員として参画し、地域交通全体のバランスを考慮した調整を行う。

3.2 運行ルート・時間の変更（教育委員会 ⇄ 受託業者）

- 年度ごとの在籍生徒の地域に合わせ、運行経路・時間を決定する。
- 契約内容や運行表を変更する場合は、1ヶ月前までに相手方に申し出て、双方協議の上で決定しなければならない。

3.3 学校・保護者への対応（教育委員会・総務課）

- 運行時間の変更や、台風・大雪等による運休・遅延が発生する場合は、教育委員会が窓口となり、小、中学校及び保護者へ迅速に連絡を行う。
- 上記内容について、上浮穴高校への連絡は総務課において行う。

4. 車両・維持管理（総務課）

4.1 車両の維持管理

- 総務課は、スクール便車両の車検、定期点検及び必要な保険への加入等を適切に行う。
- 日常の燃料代や車検費用等の経費処理を所管する。

4.2 制度面での関与

- 高校生が混在乗車することに伴う制度上の整理や公共交通廃止に伴う代替交通としての法的位置づけの整理を行う。

5. 安全運行と禁止事項（受託業者遵守事項）

5.1 安全運転と法令遵守

- 運転員は関係法令および町規則を遵守し、小・中・高校生が安心して通学できるよう、常に安全運転に努める。
- 委託業務の処理上知り得た児童・生徒の個人情報や秘密は、他に漏らしてはならない（守秘義務）。

5.2 権利義務の譲渡禁止

- 受託者は、本契約によって生じる権利や義務を第三者に譲渡、または継承させてはならない。

6. 事故・緊急事態への対応

運行中に事故、車両故障、自然災害等が発生した場合の対応手順は以下のとおりとする。

[現場（運転員）] ➡ 負傷者の救護・警察等への通報



[受託業者（2者）] ➡ 教育委員会へ速報



[教育委員会] ➡ 総務課へ共有及び学校・保護者へ連絡



[総務課] ➡ 関係機関との調整（警察、保険会社及び町理事者等）

● 損害賠償責任

- ・ 受託者の故意または過失により、甲または第三者（乗車中の高校生・児童・生徒含む）に損害を与えた場合、受託者は指定期日までにその損害を賠償しなければならない。
- ・ 天災その他 不可抗力によるものと認められた場合は、甲乙協議のうえで決定する。

7. 警報発令時・異常気象時の対応

異常気象（台風、大雪、集中豪雨等）に伴い、各種警報が発令された場合、または運行に危険が予想される場合は、児童・生徒・高校生の安全を第一とし、以下の体制で対応する。

7.1 基本的な連絡・意思決定フロー

[気象警報の発令 / 道路の危険通知]



【教育委員会、総務課】

- ・ 町内小中学校の臨時休業・自宅待機情報を集約、情報共有（教育委員会）
- ・ 上浮穴高校の対応状況を確認・情報共有（総務課）
- ・ 受託業者（乙）へ運行可否の指示・相談（教育委員会）



【意思決定：運休、または運行時間変更の確定】



【各関係先への迅速な伝達】

- ・ 教育委員会 ➡ 各小中学校、保護者、総務課へ共有
- ・ 総務課 ➡ 上浮穴高校へ共有、高校生（乗車対象者）へ連絡
- ・ 受託業者 ➡ 現場（運転員）へ指示

7.2 各主体（町、事業者、学校等）の役割と対応要領

(1) 教育委員会

- ・ **情報の集約と判断**：朝の警報発令時、町内小中学校の臨時休業や登校遅延の措置状況を迅速に把握する。
- ・ **運休・変更の決定**：道路状況や気象予測をもとに、受託業者と協議の上、スクール便の運休または運行時間の繰り下げ・繰り上げを最終決定する。
- ・ **連絡の主導**：運行変更が決定した場合、直ちに学校、保護者、受託業者及び総務課へ通知する。

(2) 総務課

- ・ **代替交通・道路情報の共有**：総務課（または町の防災担当部署）が把握した町内の道路通行止め、土砂崩れ、路面凍結などの危険情報を、速

やかに教育委員会へ共有する。

- **車両の安全確認**： 運行休止時におけるスクール便車両の安全な保管・避難指示等について必要に応じ関与する。
- **情報の集約と判断**： 乗り入れ対象である上浮穴高校の対応（自宅待機や通常授業の有無等）についても確認を行い、情報を共有する。

(3) **受託業者及び運転員**

- **現場状況の報告**： 運転員は、担当路線の著しい視界不良、冠水、路面凍結等を発見した場合、直ちに受託業者を通じて教育委員会へ報告する。
- **運行の停止判断（緊急時）**： 運行中に急激な気象悪化や土砂崩れ等に遭遇し、教育委員会の指示を待つ余裕がない場合は、運転員の現場判断で安全な場所に停車（運行を中断）し、乗客の安全を確保した上で、直ちに受託業者および教育委員会へ連絡を入れなければならない。

(4) **各学校（小学校・中学校・上浮穴高校）**

- **小・中学校**： 教育委員会からの運行変更指示に基づき、学校内の連絡網等を通じて保護者へ児童・生徒の登下校方法（自宅待機、迎えの要請等）を連絡する。
- **上浮穴高校**： 高校生の利用調整及び学校・保護者との連携担当である総務課と緊密に連携し、高校の臨時休業判断や放課後の繰り上げ下校の措置状況を速やかに総務課へ伝える。また、スクール便の運休・変更が決まった際は、対象の高校生へ遅滞なく伝達する。

7.3 **小中高で対応が異なる場合の原則**

- **一部の学校のみが臨時休業・登校時間を変更する場合（該当の場合のみの対応）**
 - 例：「小中学校は通常通りだが、高校のみ休校（またはその逆）」となる場合、教育委員会と受託業者は、実際に乗車する児童・生徒の人数や時間帯を精査し、その日の運行ダイヤを個別に調整・決定する。
 - 運行を継続する学校がある限り、安全が確保できる路線においては原則として運行を維持するが、ルートや時間の変更が生じる場合は、教育委員会から関係する学校・保護者へ事前に必ず周知する。

8. **補 則**

- (1) 本マニュアルに定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して別に定める。
- (2) 本マニュアルは、令和8年4月1日から施行する。